

「男女平等参画のための東京都行動計画 平成20年度取組実績」

2.6 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟

20年度の具体的取組		実績
1. あらゆる分野への参画の促進		
(2) 社会・地域活動への参画促進		
ア. 各分野における女性の参画促進		
	審議会・委員会等への女性委員の半数以上の参画を求め、機会を得たら、積極的に行動する。	国、東京都、区市町村で各種委員を引き受けた。
	意識調査の下準備として、組織内での意見交換を行う。	意識調査の下準備として、組織内で意見交換を行った。
イ. 男性の参画促進		
	2 地域を会場に、その特性を活かした開催方式を採用し、都内全域で活躍する地域団体に参加を求めて開催する。	地域医療をテーマに東京の救急医療制度、東京都の新しい東京ルールについて学習を行った。
(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現		
「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現		
	ワーク・ライフ・バランスをはかることにより出来た時間を地域活動に活かしてもらうために、様々なテーマによる学習会の開催を推進する。	「配偶者暴力対策基本計画」改定のミニ学習会(講師:東京都男女平等参画室参事)を開催した。(2009.2月)
	テレワークに関する意識調査への協力 早稲田大学箆島研究室実施のテレワークに関する調査研究にあたっての、女性の意識調査に協力	テレワークに関する意識調査への協力 ・早稲田大学箆島研究室実施のテレワークに関する調査研究にあたっての、女性の意識調査に協力した。 ・6月『テレワークに関する意識調査』300枚配布協力。 ・10月調査結果の「アンケート調査から見たテレワークの現状と課題」の報告会。
介護・高齢者に対する支援		
	後期高齢者医療制度や介護保険制度の問題点を学びながら、地域活動に求められている役割を探る。	地域医療をテーマに東京の救急医療制度、東京都の新しい東京ルールについて学習会開催。

3 . 男女平等参画を推進する社会づくり		
(1) 教育・学習の充実		
	男女共同参画基本計画を学ぶことにより、地域女性団体としての役割を地域団体の役割へと広げる。また、個人会員により構成されている女性都民クラブの名称を都民クラブに変更し、男性が会員になりやすい環境をつくる。	「配偶者暴力対策基本計画」改定のミニ学習会（講師：東京都男女平等参画室参事）を開催した。（2009年2月）
(2) 普及・広報の充実		
情報・交流の推進		
	東京地婦連機関紙『婦人時報』により、男女平等参画に関する情報提供を積極的に行う。	連載「ネパールだより」（ナマステ）でネパールの女性たちの活動を紹介。2008.4月～2008.8月